

広島県告示第二百四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団慈恵会 いまだ病院	広島市西区三篠町一丁目 五番一号	平成三〇年三月二五日	更新
公立下蒲刈病院	呉市下蒲刈町下島二二二 〇番地四	平成三〇年三月二五日	更新
神石高原町立病院	神石郡神石高原町小島一 七六三番地二	平成三〇年三月二五日	更新